［略］				
Tier２資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分				
［略］				
フロア調整額				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				
［項を削る。］				

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
［同左］				
Tier２資本調達手段に係る新株予約権の額				
［同左］				
適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額				
［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
［項を加える。］				
［同左］				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］